

胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領の運用

(趣旨)

第1 胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会（以下「協議会」という。）の運営に関しては、協議会開催要領（以下「要領」という。）によるほか、この運用に定めるところによる。

(協議会の規模)

第2 委員は、5名とする。

2 委員の構成割合は、次のとおりとする。

- (1) 環境に関する専門家 2名
- (2) 地域住民の代表 2名
- (3) 農業関係者 1名

(委員の選定)

第3 協議会の委員は、要領第2の目的を達成するために必要と認められる要件を考慮して選定するものとする。

- 2 環境に関する専門家及び農業関係者の選定については、市町または関係団体からの推薦により事務局長が選定する。
- 3 地域住民の代表については、公募により選定する（公募に当たっては胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員公募要領に基づき行う）。
但し、応募者がいない等の場合には、前項と同様とする。
- 4 非常設の懇談会のため、当該年度開催する協議会への出席をもって委員の業務を終了することを基本とするが、検討事案が発生した場合には再度召集を行うことができる。
- 5 事務局長は、第2項、第3項の規定に拘らず、要領第2の目的を達成するために必要と認められる場合にあつては、委員の意向を確認の上、再び依頼することができる。

(協議会の座長)

第4 協議会の座長は、委員の互選により選出する。

(協議会の開催)

第5 協議会の開催は、年1回を基本に必要なに応じて複数の開催とする。

- 2 協議会の開催は、委員の過半数の出席がなければならない。但し、座長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 協議会の開催に当たっては、対象事業地区に係る他の関係機関も参画するものとする。
- 4 協議の対象は、調査計画時、計画変更時、及び必要に応じて実施期間中、完了後を含めた道営事業の実施全般とする。

(事務局の職務)

第6 事務局は、協議会の運営に関する次の事務を行うものとする。

- 2 委員の選定に関すること
- 3 協議会の開催に係る連絡調整に関すること
- 4 協議会の開催に伴う会議場所の設定及び費用に関すること
- 5 会議に使用する資料整備及び会議録の整理に関すること
- 6 その他、会議に必要な事務

附則 この運用は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この運用は、平成20年3月27日から施行する。

附則 この運用は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この運用は、平成26年3月26日から施行する。

附則 この運用は、平成28年5月30日から施行する。